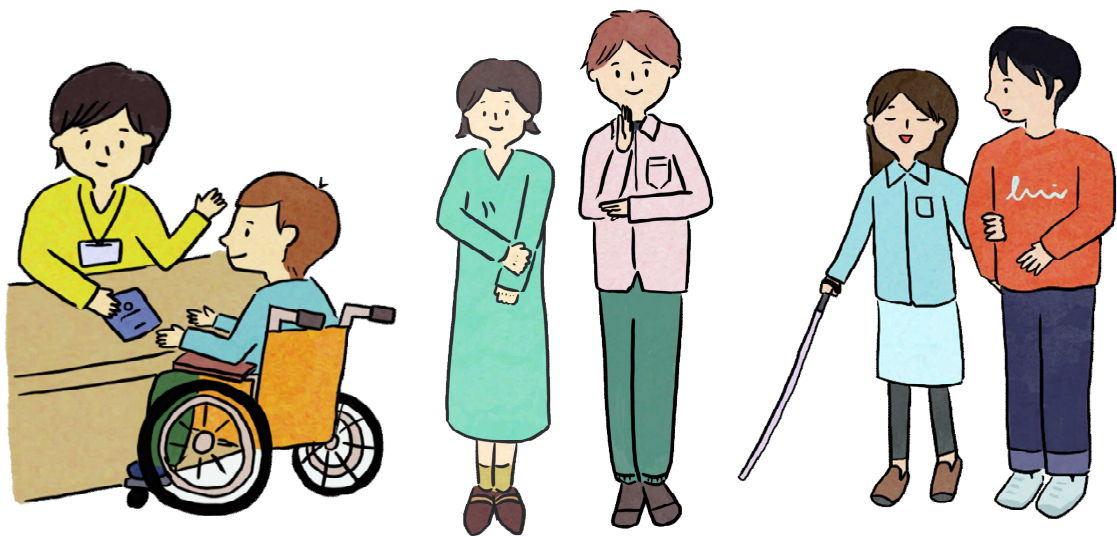


第4次大村市障害者基本計画

第7期大村市障害福祉計画・

第3期大村市障害児福祉計画

概要版



令和 6 年 3 月
長崎県 大村市

第 1 章 総論

計画の概要

【第 4 次大村市障害者基本計画】

計画の性格	障がい者の施策全般に関する事項を定める計画
根拠法	障害者基本法第11条

【第 7 期大村市障害福祉計画・第 3 期大村市障害児福祉計画】

計画の性格	障害福祉サービス等に関する実施計画 障害児通所支援等に関する実施計画
根拠法	障害者総合支援法第88条、児童福祉法第33条の20

①第 4 次大村市障害者基本計画

障害者基本計画とは、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

②第 7 期大村市障害福祉計画

障害福祉計画とは、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）第 88 条第 1 項の規定に基づく市町村障害福祉計画として、大村市における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障害者基本計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

③第 3 期大村市障害児福祉計画

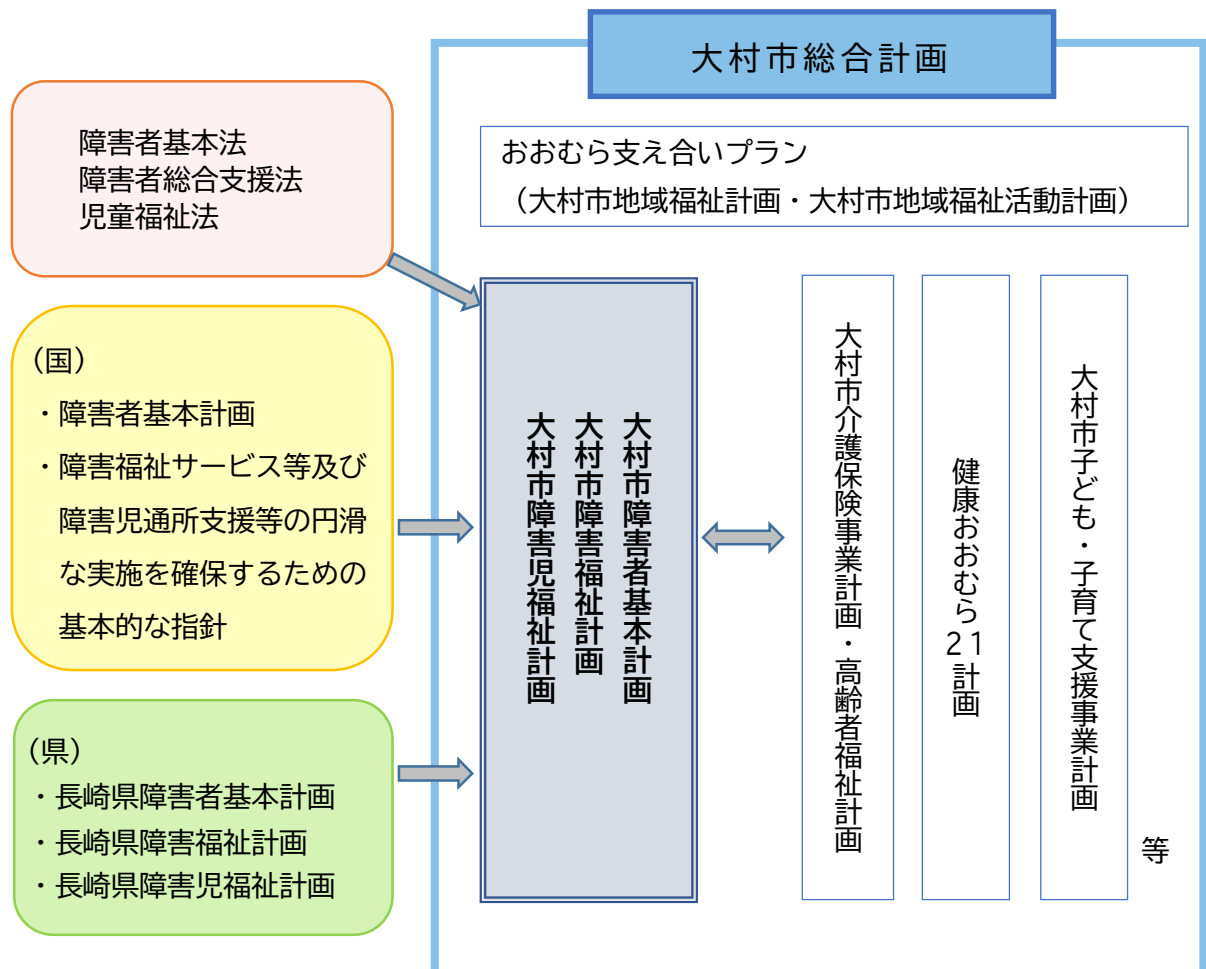
障害児福祉計画とは、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障害児福祉計画は、市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができます。

本市が策定する他計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を定めた大村市総合計画の分野別計画として位置付けられ、福祉分野の上位計画である地域福祉計画、個別計画である高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合性を図りつつ、障害者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

【位置づけのイメージ】



計画の期間

障害者基本計画については、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化、制度改正があった場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
障害者基本計画 (第 3 次)			第 4 次障害者基本計画					
障害福祉計画 (第 6 期)			障害福祉計画 (第 7 期)			障害福祉計画 (第 8 期)		
障害児福祉計画 (第 2 期)			障害児福祉計画 (第 3 期)			障害児福祉計画 (第 4 期)		

障がい者の状況

令和 4 年度末の障害者手帳所持者数は、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）4,014 人、知的障がい者（療育手帳所持者）1,285 人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）1,036 人となっています。過去 5 年間に於いて、身体障害者手帳所持者数は約 4,000 人、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。なお、障害者手帳所持者延べ人数の総人口に占める割合は 6.46%となっています。

【障がい別手帳所持者延べ人数の推移】

（単位：人）

手帳種別	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳	4,116	4,122	4,092	4,045	4,018	4,014
療育手帳	1,058	1,102	1,128	1,178	1,222	1,285
精神障害者保健福祉手帳	786	855	887	956	997	1,036
合計	5,960	6,079	6,107	6,179	6,237	6,335
総人口	95,647	96,159	96,627	97,296	97,704	98,120
手帳所持者延べ人数 の対総人口比率	6.23%	6.32%	6.32%	6.35%	6.38%	6.46%

※手帳は複数所持者あり

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

第2章 第4次大村市障害者基本計画

基本理念と基本目標

(1) 基本理念

障がいのある人もない人も

共に支え合い 心豊かに安心して生活できるまちづくり

大村市障害者基本計画では、「障がいのある人もない人も 共に支え合い 心豊かに安心して生活できるまちづくり」を基本理念として、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、支え合い、心豊かに安心して生活できる「共生社会」の実現を目指して様々な施策を推進してきました。

本計画においてもこの基本理念を継承し、今後の本市のまちづくりの方向性や、障害者権利条約の批准、法改正の趣旨等を踏まえ、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあいながら、いきいきと共生することができる社会の実現を目指します。

(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画では以下を基本目標として様々な取り組みを推進することとします。

I 障がい者の自立支援の充実

II 障がい者の社会参加の促進

障がい者が、心豊かに安心して生活するためには、きめ細かなサービスの提供に努めるとともに、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図ることが重要です。

また、障がい者が社会参加するためには、障がいや障がい者への市民の理解を深めることが重要です。

施策の体系

基本理念

障がいのある人もない人も共に支え合い
心豊かに安心して生活できるまちづくり

基本目標

I 障がい者の自立支援の充実

II 障がい者の社会参加の促進

施策と主な取組

施策1 相談支援体制の充実・強化

- ① 相談支援体制の充実
- ② 障がい児に係る相談支援体制の充実

施策2 日常生活を支援するサービス等の充実

- ① 障害福祉サービス等の運用
- ② 地域生活支援事業その他のサービスの充実
- ③ 経済的な自立の促進
- ④ 地域生活支援拠点の整備

施策3 就労支援の充実

- ① 障害者就労支援施設への支援
- ② 雇用の促進と安定に向けた支援
- ③ 農業との連携事業への支援

施策4 障がい児支援の充実

- ① 障がい児に係る相談支援体制の充実(再掲)
- ② 専門機関の機能の充実
- ③ 保護者への支援
- ④ 教職員の指導力の向上
- ⑤ 福祉教育等の推進
- ⑥ 施設のユニバーサルデザイン化の推進

施策5 心のバリアフリーの推進

- ① 啓発・広報活動の推進
- ② ボランティア活動の推進

施策6 社会参加しやすい環境づくり

- ① 生活空間の環境整備
- ② 交通関連の環境整備
- ③ 情報提供の充実
- ④ 情報バリアフリー化の推進
- ⑤ スポーツや文化活動等の推進

施策7 健康づくりの促進

- ① 障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見
- ② 適切な保健・医療の確保

施策8 地域で支え合う体制づくり

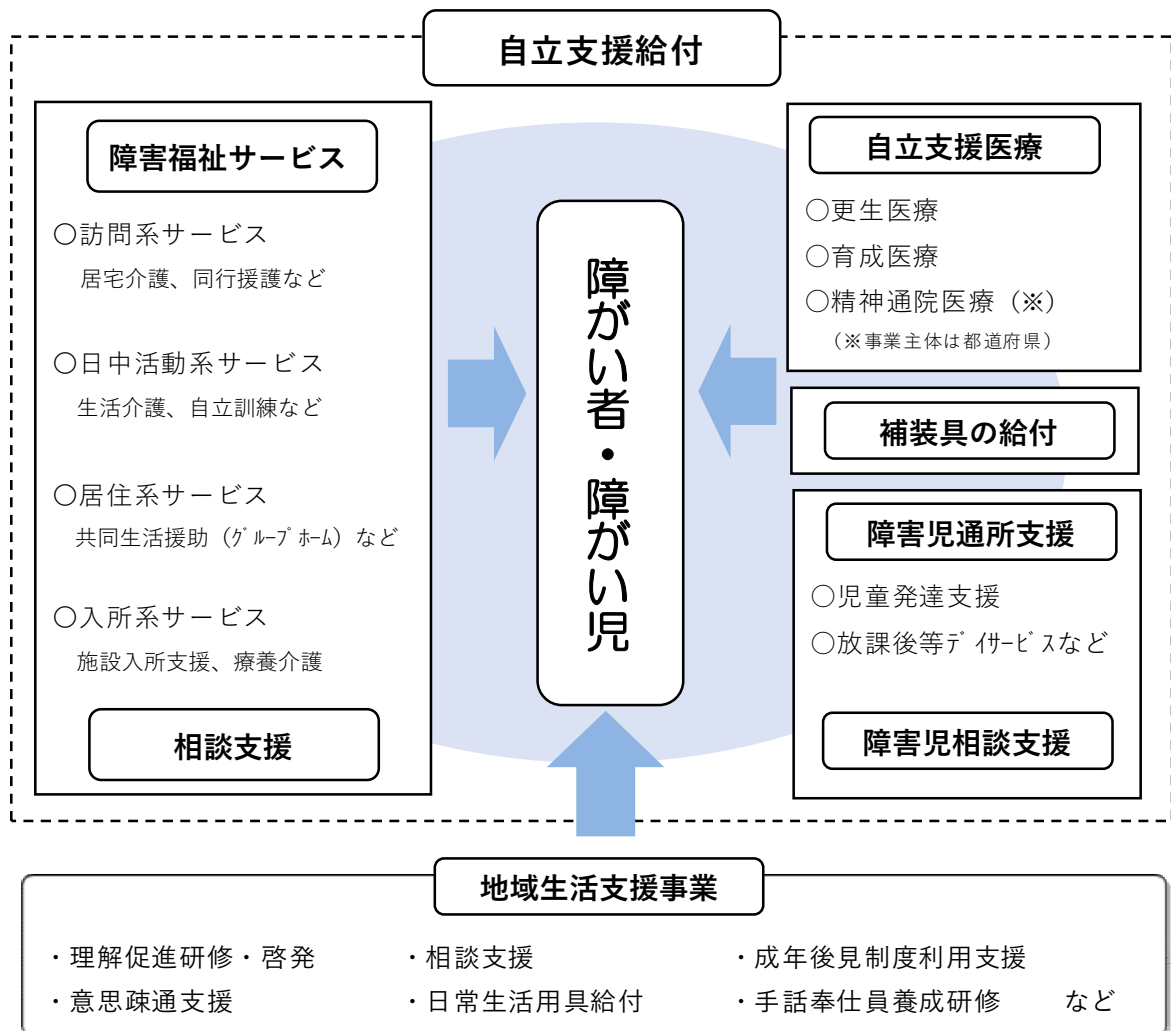
- ① 活動団体等との交流の推進
- ② 農業との連携事業への支援(再掲)
- ③ 防災及び災害時の対策の推進
- ④ 防犯対策の推進
- ⑤ 精神障害者に向けた環境整備の推進

第3章 第7期大村市障害福祉計画・ 第3期大村市障害児福祉計画

障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、障がいの程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村が地域や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

また、障がい児に対しては、児童福祉法に基づくサービスとして、「障害児通所支援・障害児相談支援」があります。



本計画における目標の設定と取組

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【取組】

- ◆ 地域生活への移行を進めるために、障がい者支援施設等において入所者の意思決定を支援し、地域生活移行支援や地域で生活する障がい者の支援を推進します。
- ◆ 日常生活や社会生活を送るため、個々の障がい者のニーズや実態に応じた相談体制の整備や居宅介護や行動支援等の各種サービスの充実を図ります。

【成果目標】

令和4年度末時点 の施設入所者数	項目	目標 (令和8年度)	備考
98人	地域生活移行者数	5人以上	令和4年度末施設入所者数の6%以上
	施設入所者数の減※	4人以上	令和4年度末施設入所者数の5%以上減

※「施設入所者数の減」には、「地域生活移行者数」は含まない。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【取組】

- ◆ 精神障がい者の地域への移行・定着を推進するために、精神障がいに対する正しい理解を促進し、県をはじめ保健・医療・福祉等の関係者と連携し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて協議を進めます。

(3) 地域生活支援の充実

【取組】

- ◆ 地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築を進めます。
- ◆ 障害の重度化・高齢化にも対応できるようサービスの提供体制の確保や専門的ケアの支援を行う機能の強化を図ります。

【成果目標】

- ◆ 年1回以上、地域生活支援拠点等の運用状況を検証するなど利用促進を図ります。
- ◆ 強度行動障害(※)のある人に関する支援ニーズを把握し、支援体制の整備を図ります。

※自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【取組】

- ◆ 就労支援ネットワークの強化、ハローワークなどの関係機関と連携した支援体制を構築するため、雇用促進ネットワーク会議を活用して推進します。
- ◆ 地域において自立した生活が送れるよう、官公庁における受注機会を拡大するなど、就労継続支援事業所における工賃等の向上のための支援を図ります。
- ◆ 福祉や医療等から雇用への推進のため、ハローワークや生活支援センター等の地域の関係機関と連携して、就労移行及び就労定着支援を推進します。

【成果目標】

項目	令和3年度実績	目標（令和8年度）
一般就労への移行者数（下記①②③合計）	10人	15人
①就労移行支援	8人	10人
②就労継続支援A型	0人	2人
③就労継続支援B型	2人	3人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合	—	就労移行支援事業所の50%以上
就労定着支援事業の利用者数	2人	3人
就労定着率70%以上の就労定着支援事業所の割合	—	25%以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【取組】

- ◆ 児童発達支援センターの専門的機能の強化を図り、事業所等との連携や、障がい児等の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する機関としての役割を担うため、体制整備を図ります。
- ◆ 医療的ケアが必要な障がい児等に対して、地域において包括的な支援が受けれるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。

【成果目標】

項目	令和5年度末（見込）	目標（令和8年度）
児童発達支援センターを市内に少なくとも1か所以上設置	1か所設置	維持
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を市内に少なくとも1か所以上	児童発達支援事業所4か所 放課後等デイサービス事業所3か所	維持
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置済み	維持
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	維持

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【取組】

- ◆ 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターによる相談支援事業者との連携を強化し、相談支援事業者への専門的な助言や指導により人材育成を図ります。
- ◆ 大村市自立支援協議会において各種相談に係る情報共有を行って、地域の実情に応じたサービスを検討し、既存サービスの改善を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【取組】

- ◆ 障がい者個々のニーズに応じた障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス等に係る制度の普及啓発を広報紙等を活用して情報提供を行います。
- ◆ 障がい者が必要とする最適なサービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所等の連携強化を図ります。

障害福祉サービス・障がい児支援の内容

(1) 障害福祉サービス（相談支援を含む）

①訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅において、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援助等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数サービスを包括的にを行います。

②日中活動系サービス

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います(A型：雇用型、B型：非雇用型)
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問や来所による必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
就労選択支援 【令和7年10月～】	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等、短期間、夜も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

③居住系サービス

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用し、一人暮らしを希望する人等に地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問(助言や医療機関等との連絡調整等)や随時の対応(同行等)を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護等や日常生活上の援助を行います。

④入所系サービス

サービス名	サービス内容
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑤相談支援

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者に対し、サービス利用前において、個々に必要かつ適切なサービスの利用計画を作成し、事業所等との連絡調整を行います。 また、サービス利用開始後において、サービス利用状況の検証（モニタリング）を定期的に行い、必要に応じ利用計画を見直し、サービス量の変更申請、事業所等との連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、救護施設、更生施設、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、更生保護施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が退所・退院し、地域で生活するための相談や住居の確保等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者が、安定した地域生活を送れるように常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に対して訪問や支援等を行います。

（２）障がい児支援（相談支援を含む）

①障害児通所支援

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児（上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童）に、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	未就学の障がい児（重度の障がい等により外出が困難な児童）に、居宅を訪問し、児童発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

②障害児相談支援

サービス名	サービス内容
障害児相談支援	障がい児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用するにあたり障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。